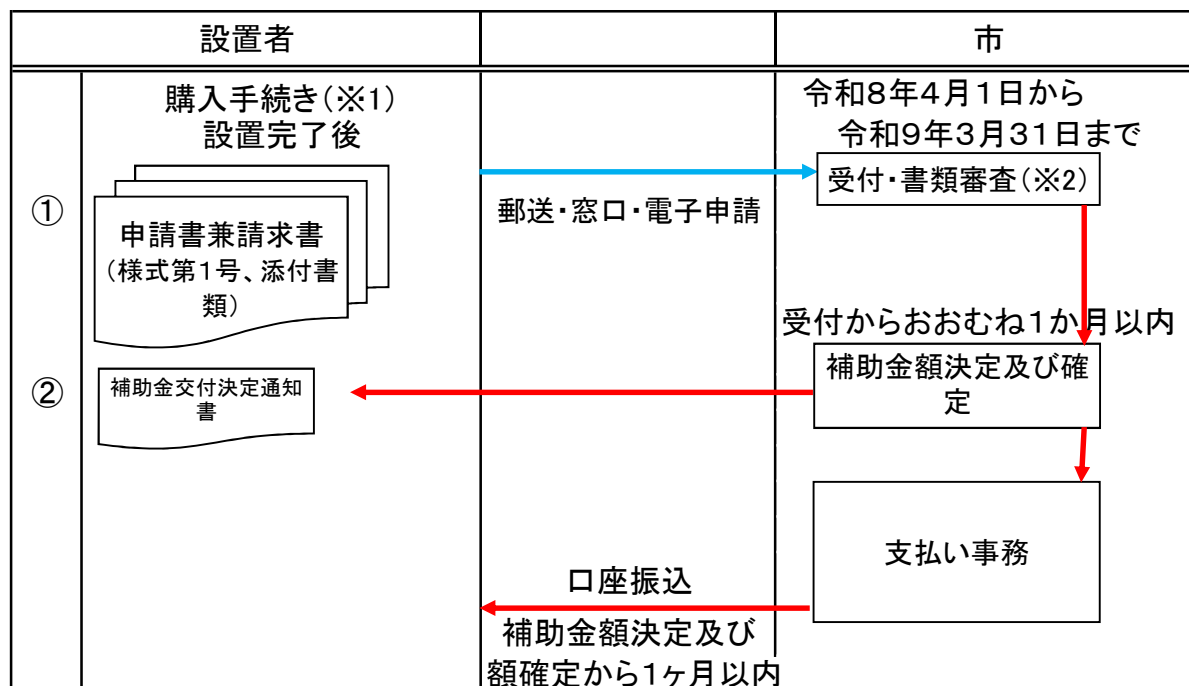


佐久市省エネ家電製品普及促進事業フローチャート 手続きの流れ



※1 原則として令和8年4月1日以降に購入した製品が対象です。
 ただし、令和8年3月31日以前に購入した場合でも、販売店の都合による配送遅延等の理由で設置日が令和8年4月1日以降となったものは、特例として対象となる場合があります。その場合は、配送遅延等が確認できる書類(納期回答書や配送伝票の写しなど)を併せて提出してください。

※2 審査の結果、交付対象とならないと判断される場合がありますので、申請の際は要綱等をよくご確認頂きますようお願いいたします。

【申請時・添付書類チェックリスト】

- 1 購入を証明する書類
 - ・対象製品を購入した際の領収書またはレシートの写し(購入日、店印、購入金額が確認できるもの。領収書は但し書き必須)
- 2 製品の性能・状態を証明する書類
 - ・対象製品の消費電力(及び省エネ基準達成率)が確認できるカタログ等の写し
 - ・未使用品であることが分かる書類等の写し(メーカー保証書の写しなど)
- 3 写真および処分を証明する書類
 - ・買換え前の製品の設置状況がわかる写真
 - ・買換え前の製品の製造年・型番がわかる写真(本体ラベル部分など)
 - ・新しく購入した製品の設置状況がわかる写真
 - ・(エアコン及び冷蔵庫)家電リサイクル券(排出者控え)の写し(特定家庭用機)